

様式第 1 号 (第 4 条関係)

聴聞通知書

第 号
年 月 日

様

下妻市長



次のとおり不利益処分に係る聴聞を実施するので、行政手続法第 1 5 条第 1 項の規定により通知します。

予定される不利益処分の内容 及び根拠法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
聴聞の期日及び場所	
聴聞の主宰者の職名及び氏名	
聴聞に関する事務を所掌する組 織の名称及び所在地	

備考

- 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び有利な証拠書類等を提出することができます。また、聴聞の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類等を提出することもできます。
- 2 あなたが病気その他やむを得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。なお、代理人を選任したときは、聴聞の期日までに代理人選任届を提出してください。
- 3 あなたは、聴聞が終結する時までの間、この不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 4 聴聞の当日は、その 7 日前までに聴聞の主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができます。